

令和 6 年度～令和 7 年度

最上川下流左岸農業水利事業
西野排水機場除塵設備他製作据付工事

特 別 仕 様 書

東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所

第1章 総 則

最上川下流左岸農業水利事業西野排水機場除塵設備他製作据付工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、最上川下流左岸農業水利事業計画に基づき、西野排水機場除塵設備の新設及び水門設備の改修を行うものである。

2. 工事場所

山形県東田川郡庄内町西野字土手脇地内

3. 工事概要

本工事は、西野排水機場除塵設備及び水門設備、その他付帯設備等の製作据付工事で、その概要は次のとおりである。

（1）除塵設備

1）除塵機	3 基
2）水平ベルトコンベヤ	1 基
3）点検架台	1 基

（2）水門設備

1）角落し戸当り	3 門
2）自然排水ゲート	2 門
3）防護柵	1 式
4）管理階段	1 式

（3）電気設備

1 式

（4）付帯設備

1 式

（5）既設設備撤去工

1 式

4. 工事数量

別紙－1「工事数量表」のほか、第10章設計、第11章構造及び製作、第13章電気通信設備に示すとおりである。

5. 施工範囲

（1）本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付、撤去及び試運転調整までの一切とする。

（2）次に示すものは本工事の範囲外とする。

1）仮締切工事

2）資機材の現場搬入道路の設置及び補修工事

- 3) 責任分界点までの引込外線工事
- 4) 建築工事及び屋内外照明設備工事
- 5) ポンプ設備工事

第3章 施工条件

1. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には、雨天、休日等50日を見込んでいる。

なお、休日等は土曜日・日曜日・祝日及び年末年始休暇である。

2. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1章 1-1-11 に規定している現場技術員を配置する。
氏名等については、別に通知する。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙－6により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている349日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙－6と併せて、休日を確認していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。
また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで

第4章 現場条件

1. 関連工事等

受注者は、次に示す隣接工事、又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。

工事名	施工（予定）時期
西野排水機場建設工事	令和5年10月23日～令和8年3月10日
西野排水機場ポンプ設備建設工事	令和6年8月27日～令和8年3月10日

2. 搬入路

工事現場への搬入路となる工事用道路は、25t 吊ラフテレーンクレーンの進入が可能で

ある。

3. 第三者に対する措置

(1) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地の交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の責任で処理するものとし、処理に当たっては監督職員の確認を受けるものとする。

4. 関連設備等との受渡条件

本工事の電気設備への接続は、西野排水機場電気室内に関連工事にて設置予定の低圧受電盤の端子台（3φ3W AC200V 50Hz、1φ2W AC100V 50Hz）とする。

5. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

共通仕様書（土）3-2-2 一般事項 1. 施工計画（2）において調査把握した工事区域内に存在する架空線等上空施設の下を横断する箇所には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート等）を設置するとともに、重機等の横断に際しては適切に誘導員を配置し、誘導指示を行わなければならない。

なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章第1節 1-1-6 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から60日以内に提出するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から20日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮設

1. 工事用電力

据付工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 排水路仮締切工

自然排水ゲート据付時の排水路の仮締切工は考慮していないが、降雨の影響等により排水路の仮締切工が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

第7章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地は、別図－1 工事用地図に示すとおりである。

第8章 貸与する資料等

1. 貸与する資料

本工事の設計・施工において、関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資 料 名 令和元年度 大和排水機場他機械設備実施設計業務報告書
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については発注者の許可なく他に公表してはならない。

第9章 試運転調整

本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。

なお、総合試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第10章 設 計

1. 一般事項

- (1) 受注者は、本章に示す設計条件等に基づき設計図書及び第8章第1項の貸与する資料等について照査し、設備の製造設計を行うものとする。
- (2) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。
- (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合は、その詳細を明記するものとする。

2. 設計諸元

(1) 除塵設備

1) 水路条件

- ①側壁天端高 EL+4.80m
- ②水路底高 EL-0.10m
- ③洪水時スクリーン前面水位 EL+2.65m
- ④水路断面 幅 3.20m×高 4.9m×3連

2) 水理条件

- ①計画流量 2.934 m³/sec/台 (8.8 m³/sec/3台)

3) 塵芥の種類

- ①種 類 木片、草類、藻類、ビニール袋、ペットボトル、空き缶等
- ②処理能力 8.8 m³/hr/台 (26.4 m³/hr/3 台)
- 4) 除塵機本体
- ①型式 背面降下前面掻上式
- ②設置台数 3 台
- ③かき上げ能力 146 kg/1 レーキ
- ④レーキ速度 5.0 m/min 以上
- ⑤レーキ数 4 段
- ⑥電動機 2.2kW 程度
- 5) スクリーン
- ①型 式 バースクリーン
- ②設置台数 3 基
- ③傾斜角度 75°
- ④有効面積 有効幅 2.90m×実長 (斜長) 4.426m
- ⑤バー寸法 板厚 9mm×幅 75mm
- ⑥バーピッチ 109 mm
- ⑦内外水位差 1.0m
- 6) ベルトコンベヤ
- ①型 式 水平ベルトコンベヤ
- ②設置台数 1 台
- ③ベルト幅 0.75m
- ④軸心距離 14.30m
- ⑤運搬能力 288.4kN/hr
- ⑥搬出速度 20.0m/min
- ⑦電動機 1.5kW 程度
- 7) 移動式塵芥処理設備
- ①型式 ホイールローダ
- ②台数 1 台
- ③規格 キャブ付き除雪バケット仕様
バケット容量 0.5m³
- 8) 高圧洗浄機
- ①型式 可搬式高圧洗浄機
- ②台数 1 台
- ③洗浄圧力 8MPa 以上
- ④高圧ホース 20m

9) 土木構造物設計における荷重条件 (機器静荷重)

下表の荷重条件が満足していることを確認するものとする。

項目	記号	荷重 (kN)	備考
1) 除塵機据付床面荷重	W1	39.2	
2) 除塵機水路側壁荷重	W2	58.8	

3) 水平ベルコン全体荷重		48.2	
---------------	--	------	--

注) 上記荷重には塵芥は含まない。

(2) 水門設備

1) 角落し設備 (戸当り)

仕様項目	角落し戸当り
純 径 間	3.20m
扉 高	3.63m (1.21m×3段)
ゲート天端高	EL+3.53m
ゲート敷高	EL-0.10m
門 数	3門
設計水位前面	EL+2.65m
設計水位後面	EL-0.10m

2) 自然排水ゲート

①水門設備の設計条件

仕様項目	自然排水ゲート
形 式	ステンレス鋼製スライドゲート
純 径 間	2.000m
有 効 高	2.500m
ゲート敷高	EL+0.100m
門 数	2門
設計水位前面	EL+5.580m
設計水位後面	EL+0.100m
操作水位前面 (開時)	EL+1.675m
操作水位後面 (開時)	EL+2.675m
操作水位前面 (閉時)	EL+5.580m
操作水位後面 (閉時)	EL+0.100m
水 密 方 式	後面4方ゴム水密
開 閉 装 置	電動ラック式開閉装置
駆 動 方 式	電動
開 閉 速 度	0.3m/min 程度
揚 程	2.500m
操 作 方 式	機側、遠隔、遠方
積 雪 荷 重	5.3kN/m ²
許 容 応 力 等	鋼構造物計画技術指針 (水門扉編) による

②防護柵の設計条件

項 目	防護柵
水平荷重	0.4kN/m
鉛直荷重	0.6kN/m

③管理階段の設計条件

項 目	管理階段
群衆荷重	3.5kN/m ²

項 目	管理階段
積雪荷重	5.3kN/m ²

3. 周囲条件

- (1) 気温 $-5^{\circ}\text{C}\sim 40^{\circ}\text{C}$

4. 材料

- (1) 主要材料は、JIS 規格品、又は同等品以上とする。

1) 除塵設備、水門設備

名 称	規 格	適 用
ステンレス鋼材	JIS G 4304	除塵機本体、スクリーン、コンベヤフレーム、スカート、プーリ類、プーリ軸、掻揚チェーン、扉体
	JIS G 5121	スプロケット
一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	点検架台、防護柵、階段
一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	

- (2) 主要箇所の使用材料は構造計算の結果、決定する。なお、製鉄所のミルシート又は引張試験成績書等を提出し監督職員の承諾を受けるものとする。
- (3) 除塵設備及び水門設備の各部の強度は十分な安全率をとるものとし、腐食摩耗のおそれがある部材については、余裕厚を考慮するものとする。
- (4) 製作に使用する鋼材等は、特に指定するもの以外は鋼構造物計画設計技術指針（除塵設備編）及び（水門扉編）に準拠する。

第 11 章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第 2 章「機器及び材料」及び第 7 章「除塵設備」並びに第 4 章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第 3 章「共通施工」及び第 7 章「除塵設備」並びに第 4 章「水門設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第 7 章「除塵設備」及び第 4 章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 除塵設備及び水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

2. スクリーン

- (1) スクリーン自重及び水位によるたわみは支間の 800 分の 1 以下とする。
- (2) スクリーンの損失水頭は、0.1 m 以内とし、受桁は水理損失の少ない部材断面とする。

3. 除塵機

- (1) 本体スクリーンの前面下部には補助スクリーンを設けるほか、除塵機の停止には、

- レーキが下降しないようブレーキを設けるものとする。
- (2) 水中部における回転・摺動部は、無給油構造とする。空中部における主軸軸受部は個別給油式とする。
 - (3) 駆動軸には、安全装置としてトルクリミッター等の過負荷防止装置を設けるとともに、必要な保護継電器を設けるものとする。
 - (4) 除塵機伝動用チェーン（ローラーチェーン）は、汎用品を使用するものとする。

4. 水平ベルトコンベヤ

- (1) 水平ベルトコンベヤは、塵芥落下による衝撃・腐食・摩耗に十分に耐え、ゴミの飛散を防止する構造とする。
- (2) 水平ベルトコンベヤのローラは、自動調芯形とし、ベルトの蛇行を極力防止する構造とする。
- (3) 駆動用プーリは、ゴムライニングを施し、スリップが少なく動力の伝導効率のよいものとする。
- (4) コンベヤベルトは、エンドレス加工を施したものとし、テールプーリにはテイクアップ機構を設けるものとする。
- (5) 安全対策として非常停止引綱スイッチを設けるものとする。

5. 角落し設備

- (1) 戸角落し設備は、戸当りの施工までとし、扉体及び扉体吊上げ装置は契約対象外とする。
- (2) 戸当りの材質は、ステンレス鋼材を使用するものとする。

6. 自然排水ゲート

- (1) 扉 体
扉体の主要部材は、ステンレス材を使用する。
- (2) 戸当り
戸当りは、既設利用のため契約対象外とする。
- (3) 水密構造
水密ゴムの取付けボルトは、ステンレス材を使用するものとする。
- (4) 開閉装置
 - 1) ラック棒の材質は、SUS304 相当品とする。
 - 2) 開閉装置には、将来の遠方操作に備え、開度発信機（0～100%、DC4～20mA）を設け、遠隔操作盤へ表示可能なものとする。
- (5) 防護柵
防護柵高さは、1.1m 以上とする。
- (6) 管理階段
手摺高さは、1.1m 以上とする。階段の有効幅は、1.0m 以上とする。

7. 予備品・付属品

- (1) 付属品
 - 1) 分解工具 1 式

(2) 予備品

- 1) 掻揚チェーン SUS304 除塵機用 2 本
(1 本当たり：プレーン 6 リンク、アタッチメント 1 リンク)
- 2) 水平ベルトコンベヤ用
 キャリアローラ 2 組
 リターンローラ 1 組
- 3) 油脂類 1 式

第 12 章 運転操作・制御方式

1. 運転管理

機側及び遠隔（機場内電気室）における運転管理の内容は別紙－2「管理項目表」のとおりとする。

なお、将来は遠方（中央管理所）から監視制御を行う予定であるので、別紙－2「管理項目表」に基づき情報伝送に必要な端子を設けるものとする。

信号等情報の受け渡し方法は次による。

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 監視信号 | 有電圧連続 a 接点 AC100V |
| (2) デジタル計測信号 | 有電圧パルス a 接点 AC100V |
| (3) アナログ計測信号 | DC 4 ～20mA |
| (4) 制御信号 | 有電圧連続 a 接点 AC100V |

2. 運転操作

除塵機の運転操作の内容は、別紙－3「運転操作要領」のとおりとする。

第 13 章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 高圧受変電設備、高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」に準ずるものとする。各設備、機器、器具ごとの仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM 等）は、共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。
- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。
- (3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、SPD 等を設置し雷害対策を行うものとする。
- (4) 回路構成等
 - 1) 除塵設備及び水門設備の主回路及び制御回路を内蔵しかつ簡単な回路設計を基本とする。
 - 2) 盤内照明は LED 灯とし、ドアスイッチにより点滅するものとする。
 - 3) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。
- (5) 指示計及び表示灯
 - 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計は各モーターに対応させる。
 - 2) 状態表示及び故障表示は集合表示とし、ランプテストができるものとする。
 - 3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。
- (6) 設置場所

機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、除塵設備動作及びゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。

2. 設備概要

- (1) 電源は、関連工事で設置する低圧受電盤より供給を受けるものとする。
- (2) 機場電気室に設置する除塵機遠隔操作盤は除塵設備の遠隔操作が可能なものとし、除塵設備への電源供給と運転制御が可能な構造とする。
- (3) 水平ベルトコンベヤの運転操作は、除塵機機側操作盤及び除塵機遠隔操作盤で行えるものとする。

3. 負荷設備等

(1) 除塵機機側操作盤

- 1) 形 式 屋外スタンド閉鎖形（扉－前面）
- 2) 使用場所 屋外
- 3) 材 質 ステンレス製
- 4) 概略寸法 W600mm×H900(1500 支柱含み)mm×D330mmm 程度
- 5) 用 途 除塵機 3 基
水平ベルトコンベヤ 1 台

6) 盤面取付器具

- ①名称銘板 1 式
- ②集合状態表示灯 2 6 個
- ③押釦スイッチ 1 5 個
- ④切換スイッチ 1 個
- ⑤非常停止釦 1 個

7) 盤内取付器具

- ①配線用遮断器（MCCB）2P30AF 2 個
- ②漏電遮断器（ELCB）2P30AF 1 個
- ③サーキットプロテクター 2 個
- ④直流電源装置 1 個
- ⑤避雷器（SPD+分離器） 1 組
- ⑥補助継電器 1 式
- ⑦盤内照明灯及びドアスイッチ 1 式
- ⑧スペースヒータ 1 式
- ⑨その他必要なもの 1 式

8) 付属品

- ①基礎ボルト・ナット 1 式

9) 予備品

- ①ヒューズ 現用の 1 0 %（最低 1 個）
- ②LED ランプ 現用各種ごとに 1 個
- ③補助継電器 現用各種ごとに 1 個

(2) 除塵機遠隔操作盤

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1) 形 式 | 屋内自立閉鎖形 (前面扉後面固定) |
| 2) 使用場所 | 屋内 |
| 3) 材 質 | 鋼板製 |
| 4) 概略寸法 | W900mm×H2150mm×D640mm 程度 |
| 5) 用 途 | 除塵機 3 基
水平ベルトコンベヤ 1 台 |

6) 盤面取付器具

- | | |
|-----------------|-------|
| ①名称銘板 | 1 式 |
| ②交流電流計 0～20～60A | 3 個 |
| ③交流電流計 0～10～30A | 1 個 |
| ④交流電圧計 0～300V | 1 個 |
| ⑤集合状態表示灯 | 4 6 個 |
| ⑥運転時間計 | 4 個 |
| ⑦押釦スイッチ | 1 5 個 |
| ⑧切換スイッチ | 2 個 |
| ⑨非常停止釦 | 1 個 |
| ⑩ブザー | 1 式 |

7) 盤内収納機器

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| ①配線用遮断器 (MCCB) 3P100AFトリップコイル, 警報接点付 | 1 個 |
| ②配線用遮断器 (MCCB) 3P50AF (AL 付き) | 4 個 |
| ③配線用遮断器 (MCCB) 2P30AF | 2 個 |
| ④漏電遮断器 (ELCB) 2P30AF | 1 個 |
| ⑤電磁接触器 (可逆形) | 4 個 |
| ⑥電磁接触器 (非可逆形) | 4 個 |
| ⑦進相コンデンサ 100 μ F | 3 個 |
| ⑧進相コンデンサ 75 μ F | 1 個 |
| ⑨計器用変流器 | 4 個 |
| ⑩ 3 E リレー | 4 個 |
| ⑪サーキットプロテクター | 3 個 |
| ⑫漏電リレー | 5 個 |
| ⑬零相変流器 | 5 個 |
| ⑭直流電源装置 | 1 個 |
| ⑮補助継電器 | 1 式 |
| ⑯盤内照明灯及びドアスイッチ | 1 式 |
| ⑰スペースヒータ | 1 式 |

8) 付属品

- | | |
|------------|-----|
| ①架台 | 1 式 |
| ②基礎ボルト・ナット | 1 式 |

9) 予備品

- | | |
|-------|--------------------|
| ①ヒューズ | 現用の 1 0 % (最低 1 個) |
|-------|--------------------|

②LEDランプ	現用各種ごとに1個
③補助継電器	現用各種ごとに1個

(3) 自然排水ゲート機側操作盤

1) 形 式	開閉機搭載型(ダム・堰施設技術基準(案)対応型)
2) 使用場所	屋外
3) 材 料	ステンレス製
4) 数 量	2台
5) 用 途	水門扉数 2門 駆動方式 電動ラック式
6) その他	メーカー標準仕様とする。

(4) 自然排水ゲート遠隔操作盤

1) 形 式	屋内自立閉鎖形(扉一前背面)
2) 使用場所	屋内
3) 材 質	鋼板製
4) 概略寸法	W800mm×H2150mm×D600mm 程度
5) 用 途	電動ラック式ゲート 2門

6) 盤面取付器具

①名称銘板	1 式
②交流電流計 0～10A	2 個
③交流電圧計 0～300V	1 個
④開度計	2 個
⑤集合状態表示灯、表示灯	3 6 個
⑥押釦スイッチ	9 個
⑦切換スイッチ	2 個
⑧非常停止釦	1 個

7) 盤内取付器具

①配線用遮断器(MCCB) 3P30AF	3 個
②配線用遮断器(MCCB) 2P30AF	2 個
③漏電遮断器(ELCB) 2P30AF	1 個
④サーキットプロテクター	3 個
⑤零相変流計	3 個
⑥漏電リレー	3 個
⑦直流電源装置	1 個
⑧補助継電器	1 式
⑨盤内照明灯及びドアスイッチ	1 式
⑩スペースヒータ	1 式
⑪ブザー	1 式

8) 付属品

①架台	1 式
②基礎ボルト・ナット	1 式

9) 予備品

①ヒューズ	現用の10% (最低1個)
②LEDランプ	現用各種ごとに1個
③補助継電器	現用各種ごとに1個

第14章 塗 装

1. 一般事項

(1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とし、塗装色については、外注品を含め監督職員の承諾を得るものとする。

なお、電気盤の塗装色は、5Y7/1とする。

(2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。

(3) ステンレス部材及びコンクリート埋設部材については塗装を行わないものとする。

なお、ステンレス部材は酸洗いを十分に行うものとする。

2. 塗装仕様等

(1) 鋼製付属設備等

鋼製付属設備については、溶融亜鉛メッキを施すものとする。

第15章 据 付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節及び第7章第5節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 据付基準点

本工事の据付基準点は、別途監督職員が指示する基準点を使用するものとする。

3. 機械設備

(1) 設備の配置は操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。

(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。

(3) 除塵設備及び水門設備の据付に当たっては、損傷を与えないようにかつ機能を十分に発揮できるように正確に据付けなければならない。

(4) 水門設備の据付は、あらかじめ既設構造物の位置、寸法、高さ等を計測し、据付基準線を定め所定の位置に水平、垂直の芯出しを行いアンカーボルト等により確実に取り付けるものとする。

4. 撤去工（自然排水ゲート）

撤去対象物は以下のとおりである。

設備	数量	区分	撤去	備考
扉 体	2 門	更 新	○	
戸 当 り	2 門	既設利用	—	
開閉装置	2 台	更 新	○	
防護柵	1 式	更 新	○	
管理階段	1 基	更 新	○	

5. 電気設備

- （1）電気設備の配置は、操作及び保守点検が容易な配置となるよう配慮する。
- （2）電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。また、耐震クラスは「電気設備計画設計技術指針」に示すAクラス以上とする。
- （3）電線等は、負荷等に対して適切な電気特性を有するものを使用し、ねじれ等がないよう、また、強い張力などを与えないように慎重に入線及び配線を行う。また、端末には適当な大きさの端末処理材及び接続端子等を設け、色分け線、名札等により判別可能な状態で配線するものとする。
- （4）電線等を地中埋設する場合は、その位置が明確になるようにしなければならない。
- （5）電気設備を固定するアンカーボルトにあと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用すること。なお、めねじ形の金属拡張アンカーは使用してはならない。

6. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

（1）規格及び品質

本工事で据付時に使用する主要材料の規格および品質は下記によるものとする。

1) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材 の最大 寸法 (mm)	水セメ ント比 (%)	セメントの 種類に よる 記号	使用目的
無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	均しコンクリート
鉄筋コンクリート	21	12	25	60 以下	BB	基礎コンクリート

鉄筋コンクリート	21	12	25	55 以下	BB	二次コンクリート
----------	----	----	----	-------	----	----------

※ 粗骨材最大寸法 25 mmは、地域的に骨材の入手が困難な場合 20 mmの使用を可能とする。

(2) 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出し承諾を得た後に使用するものとする。

材 料 名	提 出 物
コンクリート	配合計画書・試験成績書
アンカーボルト	カタログ・試験成績書
配管・配線	カタログ等
アンカー用樹脂カプセル	カタログ等
その他材料(監督職員が指示するもの)	見本又はカタログ

7. 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシュラン	RC-40	使用箇所：基礎碎石

(2) 建設資材廃棄物等の現場内利用

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を利用する場合、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。

なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。

8. 建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃 棄 物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
無筋コンクリート殻	(株) 安藤組	山形県東田川郡庄内町 提興屋字中島 80	8:00～17:00	再資源化 施設業者

9. 特定建設資材等の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工種ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 ☐ 有 ■無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

10. 発生材処理

既設自然排水ゲートは、撤去後、既設西野排水機場敷地内に置くものとする。なお、詳細な位置は、監督職員が指示する。

第 16 章 試験及び検査

1. 中間技術検査

- (1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- (2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- (3) 契約図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- (4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- (5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。

第 17 章 施工管理等

1. 主任技術者の資格

主任技術者等の資格は、入札公告の要件による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。

黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施行管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき記号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」(URL<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取り扱い

- １）受注者は、（１）の機器を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取り扱いは、「土木工事施行管理基準別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」にするものとする。なお、上記１)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) ６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写しこんだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す、黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に

URL(<http://www.cals.jacis.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)またはチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

４．工事現場等における遠隔確認について

- （１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

- (2) 遠隔確認の活用は、別紙ー 4 の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 18 章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 設計諸元等条件変更に係るもの
- (2) 関連工事との調整に係るもの
- (3) 不可抗力によるもの
- (4) 法・基準の改正に係るもの
- (5) 第三者との協議に係るもの
- (6) 歩掛調査・諸経費動向調査の追加に係るもの
- (7) PCB 調査等に係るもの
- (8) 遠隔確認の試行を行う場合
- (9) 鋼製付属設備の追加に係るもの
- (10) 電気設備の変更又は追加に係るもの
- (11) 安全施設の追加に係るもの
- (12) 交通誘導員が必要となった場合
- (13) 足場、敷鉄板又は水替え等の仮設が必要になった場合
- (14) 除雪が必要になった場合
- (15) 自然排水ゲート戸当りの改修が必要になった場合
- (16) その他本仕様書に定めのないもの

第 19 章 公共事業関係調査に対する協力

受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。

第 20 章 その他

1. 電子納品

- (1) 工事完成図書を、共通仕様書（施）第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき資料を作成し、次のものを提出しなければならない。
 - ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R） 正副 2 部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手

続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

更に、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。

4. 契約後VE提案

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2 (設計図書の変更に係る受注者の提案) の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額 (以下「VE 管理費」という。) を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条 (請負代金額の変更方法等) 第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条 (条件変更等) の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由 (不可抗力、予測不可能な事由等) により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

5. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

（1）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（2）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（3）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長（総括監督員）、次長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

（4）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人、受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）、関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（5）建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）、（3）及び（4）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

（6）工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

6. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に1部を備え付けなければならない。

なお、この図書は、完成図書、施工図の提出部数には含まないものとする。

7. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙－５の様式１）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（別紙－５の様式２）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－５の様式１）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－５の様式１）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8. 現場環境の改善の施行

- (1) 本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、(2) ア (ア) ～ (カ) の設備・機能を満たすものとする。

- (2) 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

ア 内容

受注者は、現場に以下の (ア) ～ (サ) の仕様を満たす快適トイレを設置することを原

則とする。

ただし、(シ)～(チ)については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (ア) 洋式（洋風）便器
- (イ) 水洗及び簡易水洗機能
- (ウ) 臭い逆流防止機能
- (エ) 容易に開かない施錠機能
- (オ) 照明設備
- (カ) 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (キ) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (ク) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (ケ) サニタリーボックス
- (コ) 鏡と手洗器
- (サ) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【奨励する仕様、付属品】

- (シ) 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (ス) 擬音装置（機能を含む）
- (セ) 着替え台
- (ソ) 臭気対策機能の多重化
- (タ) 室内温度の調整が可能な設備
- (チ) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

イ 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記アの内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、清算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(ア)～(カ)及び【付属品として備えるもの】(キ)～(チ)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

ウ 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 週休 2 日による施工

- (1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2)「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでのいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間^{※注}のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

- ① 補正係数

	4週8休以上 [現場閉所率28.5%(8日/28日)以上]
労務費	1.02
機械経費 (賃料)	1.02
共通仮設費 (率分)	1.02

現場管理費 (率分)	1.05
---------------	------

② 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名 称	区 分	補正係数
		4週8休以上
鉄筋工		1.02

10. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

【働き方改革】 ☐ 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- 2) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐ 休日の確保を行った。

☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。

☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐ その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともにすべての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※ 補正係数：1.2

12. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- （１）本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額やル変更金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。
- （２）受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

13. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

14. １日未満で完了する作業の積算について

- （１）本工事における１日未満で完了する作業の積算（以下、「１日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- （２）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、１日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- （３）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて１日作業となる場合には、１日未満積算基準は適用しない。
- （４）受注者は、協議に当たって、１日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、１日未満積算基準は適用しない。
- （５）災害復旧工事等で人工精算する場合や「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、１日未満積算基準を適用しない。

第 21 章 定めなき事項

- 1. 契約書、設計図面、及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- 2. この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 製作工	除塵設備			
(1)除塵機本体	1 号除塵機			
1)材料費	1号除塵機	式	1. 000	
2)機器類	1 号除塵機	式	1. 000	
サイクロ減速機	CHHM3-6175DB-231相当品	台	1. 000	
駆動用スプロケット	SCS13 PCD=255. 98 RS140-1B-18T相当品	個	1. 000	
伝導用スプロケット	SCS13 PCD=255. 98 RS140-1B-18T相当品	個	1. 000	
掻揚用スプロケット	SCS13 PCD=540. 9 JAC6205F-C-11相当品	個	2. 000	
テークアップユニット	CM-UCT320相当品	個	2. 000	
駆動チェーン	RS140 L=4800mm 108リンク SUS304	本	1. 000	
掻揚チェーン	JAC6205F(SJW) L=17067mm 112リンク SUS304	本	2. 000	
3)製作費 (除塵機本体)	1 号除塵機	式	1. 000	
4)塗装費 (除塵機本体・搬送設備)	1 号除塵機	式	1. 000	
(2)除塵機本体	2 号除塵機			
1)材料費	2 号除塵機	式	1. 000	
2)機器類	2 号除塵機	式	1. 000	
サイクロ減速機	CHHM3-6175DB-231相当品	台	1. 000	
駆動用スプロケット	SCS13 PCD=255. 98 RS140-1B-18T相当品	個	1. 000	
伝導用スプロケット	SCS13 PCD=255. 98 RS140-1B-18T相当品	個	1. 000	
掻揚用スプロケット	SCS13 PCD=540. 9 JAC6205F-C-11相当品	個	2. 000	
テークアップユニット	CM-UCT320相当品	個	2. 000	
駆動チェーン	RS140 L=4800mm 108リンク SUS304	本	1. 000	
掻揚チェーン	JAC6205F(SJW) L=17067mm 112リンク SUS304	本	2. 000	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
3)製作費 (除塵機本体)	2号除塵機	式	1.000	
4)塗装費 (除塵機本体・搬送設備)	2号除塵機	式	1.000	
(3)除塵機本体	3号除塵機			
1)材料費	3号除塵機	式	1.000	
2)機器類	3号除塵機	式	1.000	
サイクロ減速機	CHHM3-6175DB-231相当品	台	1.000	
駆動用スプロケット	SCS13 PCD=255.98 RS140-1B-18T相当品	個	1.000	
伝導用スプロケット	SCS13 PCD=255.98 RS140-1B-18T相当品	個	1.000	
掻揚用スプロケット	SCS13 PCD=540.9 JAC6205F-C-11相当品	個	2.000	
テークアップユニット	CM-UCT320相当品	個	2.000	
駆動チェーン	RS140 L=4800mm 108リンク SUS304	本	1.000	
掻揚チェーン	JAC6205F(SJW) L=17067mm 112リンク SUS304	本	2.000	
3)製作費 (除塵機本体)	3号除塵機	式	1.000	
4)塗装費 (除塵機本体・搬送設備)	3号除塵機	式	1.000	
(4)搬送設備	水平ベルトコンベヤ			
1)材料費		式	1.000	
2)機器類		式	1.000	
ヘッドプーリ	SUS304 1.5kW i=1/87 CPM2-6145-EP1.5-W750相当品	基	1.000	
テールプーリ	SUS304 φ316	基	1.000	
スナッププーリ	SUS304 φ214	組	1.000	
キャリアローラ	3槽型 トラフ角20° SUS製 ベルト幅 750mm	組	16.000	
コンベヤローラ (自動調芯キャリア)	SUS304 φ89.1 3槽型 ト ラフ角20° ベルト幅750用	組	1.000	
リターンローラ	SUS製 ベルト幅750mm	組	1.000	
内面クリーナ	SUS304+合成ゴム ベルト幅 750用	組	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
ヘッドクリーナ	SUS304＋合成ゴム ベルト幅750用	組	1.000	
テークアップユニット	無給油式 UCT208相当品	個	2.000	
コンベヤ用ゴムベルト	ベルト幅750mm 厚t=8.3mm 3°ライ ホ°リエステル	m	29.700	
ゴム（防塵・スカート用）	合成ゴム t=6mm	m ²	2.600	
3)製作費（搬送設備）		式	1.000	
4)塗装費（除塵機本体・搬送設備）		式	1.000	
(5)架台等製作工・付属設備製作工	点検架台			
1)製作費（架台・付属設備）		式	1.000	
2)塗装費（架台・付属設備）		式	1.000	
(6)電気設備	除塵設備			
1)操作設備		式	1.000	
除塵機機側操作盤	屋外スタンド閉鎖形	面	1.000	
除塵機遠隔操作盤	屋内鋼製閉鎖自立形	面	1.000	
(7)付属品・予備品工				
1)付属品	分解工具	式	1.000	
2)予備品	揺揚チェーン SUS304 6リンク アタッチメント1リンク	本	2.000	
3)予備品	キャリアローラ 3槽型 トラフ角30° SUS製 750mm	組	2.000	
4)予備品	リターンローラ SUS製 750mm	式	1.000	
5)予備品	油脂類	式	1.000	
(8)移動式塵芥処理設備				
1)移動式塵芥処理設備	ホイールローダ、キャブ付 積雪バケット容量0.5m ³	式	1.000	
2)高圧洗浄機	可搬式高圧洗浄機、8MPa 高圧ホース20m	式	1.000	
2. 角落し戸当り製作工				
(1)戸当り工	1号			

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1)戸当り工 (材料費) ー小形水門ー	1 号	式	1.000	
2)戸当り工 (労務費及び塗装費)	1 号	式	1.000	
(2)戸当り工	2 号			
1)戸当り工 (材料費) ー小形水門ー	2 号	式	1.000	
2)戸当り工 (労務費及び塗装費)	2 号	式	1.000	
(3)戸当り工	3 号			
1)戸当り工 (材料費) ー小形水門ー	3 号	式	1.000	
2)戸当り工 (労務費及び塗装費)	3 号	式	1.000	
3. 自然排水ゲート製作工	1 号ゲート			
(1)扉体工	1 号ゲート			
1)扉体工 (材料費) ー小形水門ー		式	1.000	
2)扉体工 (労務費及び塗装費)		式	1.000	
(2)開閉装置工	1 号ゲート			
1)ラック電動開閉装置	機側操作盤搭載型 30kN	台	1.000	
2)ラック棒	SUS304 30kN用	m	5.300	
3)ラック継手・吊ピン	SCS13 30KN用	個	1.000	
4)中間振れ止め	SUS304 30kN用	個	1.000	
4. 自然排水ゲート製作工	2 号ゲート			
(1)扉体工	2 号ゲート			
1)扉体工 (材料費) ー小形水門ー		式	1.000	
2)扉体工 (労務費及び塗装費)		式	1.000	
(2)開閉装置工	2 号ゲート			
1)ラック電動開閉装置	機側操作盤搭載型 30kN	台	1.000	
2)ラック棒	SUS304 30kN用	m	5.300	

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
3)ラック継手・吊ピン	SCS13 30KN用	個	1.000	
4)中間振れ止め	SUS304 30kN用	個	1.000	
5. 自然排水ゲート製作工	電気設備			
(1)電気設備				
1)自然排水ゲート遠隔操作盤	屋内鋼製閉鎖自立形	面	1.000	
6. 自然排水ゲート製作工	階段工・防護柵工			
(1)階段工製作工				
1)製作費(階段)		式	1.000	
2)塗装費(架台・付属設備)		式	1.000	
(2)防護柵工製作工				
1)製作費(防護柵)		式	1.000	
2)塗装費(架台・付属設備)		式	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
1)輸送費		式	1.000	
2. 据付工	除塵設備			
(1)除塵機据付工				
1)除塵機本体据付	1号除塵機	式	1.000	
2)除塵機本体据付	2号除塵機	式	1.000	
3)除塵機本体据付	3号除塵機	式	1.000	
4)搬送設備据付		式	1.000	
5)架台据付工	点検架台	式	1.000	
(2)直接経費	除塵設備			

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1)直接経費（据付）		式	1.000	
(3)電気設備工事	除塵設備			
1)電気盤類据付工		式	1.000	
2)配管配線工		式	1.000	
3. 角 落 し 戸 当 り 据 付 工				
(1) 1 号 角 落 し 戸 当 り 据 付 工				
1)角 落 し 戸 当 り 据 付 工	1 号	式	1.000	
(2) 2 号 角 落 し 戸 当 り 据 付 工				
1)角 落 し 戸 当 り 据 付 工	2 号	式	1.000	
(3) 3 号 角 落 し 戸 当 り 据 付 工				
1)角 落 し 戸 当 り 据 付 工	3 号	式	1.000	
(4)直接経費				
1)直接経費（据付）		式	1.000	
(5)仮設費				
1)足場工		式	1.000	
4. 自 然 排 水 ゲ ー ト 据 付 工				
(1) 1 号 自 然 排 水 ゲ ー ト 据 付 工				
1)水門扉据付工		式	1.000	
2)水門扉据付工（仮設費）		式	1.000	
(2) 2 号 自 然 排 水 ゲ ー ト 据 付 工				
1)水門扉据付工		式	1.000	
2)水門扉据付工（仮設費）		式	1.000	
(3)直接経費				
1)直接経費（据付）		式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(4)電気設備工				
1)電気盤類据付工		式	1.000	
2)配管配線工		式	1.000	
5. 階段、防護柵据付工				
(1)階段据付工				
1)階段据付工		式	1.000	
(2)防護柵据付工				
1)防護柵据付工		式	1.000	
(3)直接経費				
1)直接経費（据付）		式	1.000	
6. 自然排水ゲート撤去工				
(1)1号自然排水ゲート撤去工				
1)1号扉体撤去工		式	1.000	
2)1号開閉装置撤去工		式	1.000	
(2)2号自然排水ゲート撤去工				
1)2号扉体撤去工		式	1.000	
2)2号開閉装置撤去工		式	1.000	
(3)直接経費				
1)直接経費（据付）		式	1.000	
7. 階段、防護柵撤去工				
(1)階段撤去工				
1)階段撤去工		式	1.000	
(2)防護柵撤去工				
1)防護柵撤去工		式	1.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(3)直接経費				
1)直接経費 (据付)		式	1.000	
8. 複合工				
(1)点検架台基礎工				
1)土工		式	1.000	
2)基礎工		式	1.000	
(2)除塵機機側操作盤基礎工				
1)土工		式	1.000	
2)基礎工		式	1.000	
(3)除塵設備屋外配管土工				
1)除塵設備屋外配管土工		式	1.000	

[凡例]

- △ 機側
○ 中央管理所
◇ 現場管理所
◎ 中央管理所＋現場管理所

別紙-2 管理項目表

管 理 項 目 表

局名（施設名）	施設区分	管理項目	データ入出力受け渡し条件			伝送形式	現場（機側・遠隔）			中央管理所										情報提供															
			設置	入出力信号	桁数		最小単位	計測範囲 【設定範囲】	表示	手動操作	自動制御	表示			操作・制御			記録・表示			演算処理	自動制御処理	警報処理 ¹⁾	記録処理		その他の処理									
												デジタル（数値）	アナログ（計器形）	シンボル	デジタル（数値）	アナログ（計器形）	シンボル	手動設定・制御	自動制御	手動操作				手動設定・制御	自動制御		集計値処理	自動制御処理	操作量演算処理	警報	日報記録	月報記録	通報警報記録	操作記録	ガイダンス処理
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			

別紙－３ 運転操作要領

１．除塵設備

項目	内容
１．操作要領	(１) 除塵機は原則として一人制御方式とし、除塵機（水平ベルトコンベヤ）は、ポンプ場電気室から運転監視及び制御ができるものとする。 なお、将来は中央管理所からの遠方監視、遠方制御（ポンプ連動運転）を予定している。 (２) 運転操作方式の基本 １) 運転操作位置 ① [遠隔操作] ポンプ場電気室からの遠隔操作 ② [機側操作] 屋外スタンド形機側操作盤からの操作 ２) 遠隔操作 ①主ポンプの始動・停止操作との連動操作 ②ポンプ場電気室から除塵機（水平ベルトコンベヤ）の遠隔連動操作及び単独操作 (３) 各機器の運転相互間には、連動操作が必要に応じ自動的にできるものとする。また、誤操作防止のため、各操作開閉器にはインターロックを付けるものとする。 (４) 遠隔操作と機側操作の切換は、機側操作盤のドアスイッチで行い、遠隔操作と遠方操作（将来）の切換は、遠隔操作盤の切換スイッチで行うものとし、優先順位は１位機側側、２位遠隔側、３位遠方側（将来）とする。 (５) 別途施工の主ポンプ設備と除塵機は、連動運転を行うもので、遠隔操作盤には必要な端子を設けるものとする。
２．運転要領	(１) 除塵機の始動条件 １) 他の除塵機が始動中でないこと。 ２) 保護継電器が作動していないこと。 ３) 電源が入っていること。 ４) その他必要なもの。 (２) 除塵機の始動順序 １) 運転操作開閉器 運転側投入 ２) 水平ベルトコンベヤ始動開始 自動 一定時間後 ３) 除塵機始動開始 自動 一定時間後 ４) 各機器運転で始動完了 自動 ５) 各機器の運転表示灯 点灯 上記の運転操作は、主ポンプの運転と連動することができるものとする。

項目	内容										
	(3) 除塵機の停止順序 <table border="0"> <tr> <td>1) 停止操作開閉器</td><td>停止側投入</td></tr> <tr> <td>2) 除塵機停止開始</td><td>自動</td></tr> <tr> <td>3) 水平コンベヤ停止開始</td><td>自動 一定時間後</td></tr> <tr> <td>4) 各機器運転で停止完了</td><td>自動</td></tr> <tr> <td>5) 各機器の運転表示灯</td><td>消灯</td></tr> </table> 上記の運転操作は、主ポンプの停止と連動することができるものとする。 (4) 順次始動・停止制御 連動運転の場合は、水平ベルトコンベヤ→除塵機の順序で自動的に始動・停止できるものとする。なお、上記の始動・停止操作は、機側操作盤ドアの開操作により切換開閉器を「機側単独」側に投入した場合は、又は、遠隔操作盤の切換スイッチを「単独」側に投入した場合は、各機器を単独に操作できるものとする。 (5) 定位置停止制御 掻揚げレーキをスクリーン下部の主スクリーンと補助スクリーンの間に自動的に停止するものとする。 (6) 非常停止操作 過負荷等の故障により保護継電器が動作するか、又は非常開閉器を操作した場合は、各機器を直ちに停止するものとする。また、引綱ロープスイッチによる非常停止もできるものとする。	1) 停止操作開閉器	停止側投入	2) 除塵機停止開始	自動	3) 水平コンベヤ停止開始	自動 一定時間後	4) 各機器運転で停止完了	自動	5) 各機器の運転表示灯	消灯
1) 停止操作開閉器	停止側投入										
2) 除塵機停止開始	自動										
3) 水平コンベヤ停止開始	自動 一定時間後										
4) 各機器運転で停止完了	自動										
5) 各機器の運転表示灯	消灯										

2. 自然排水ゲート

項目	内容
1. 運転監視操作の概要	(1) 運転監視操作 本ゲート設備は、排水機場の電気室の遠隔操作盤からの遠隔操作による単独操作及び主ポンプの始動操作との連動操作並びに現場機側操作盤からの単独操作とする。 なお、将来は中央管理所からの遠方監視操作を予定している。
2. 運転監視操作の内容	(1) 単独操作 単独操作は、自然排水ゲートについて運転操作員がその動作を確認しながら運転する方式である。 (2) 連動操作 主ポンプの始動動作に連動し自然排水ゲートを全閉、主ポンプの全台数の停止操作に連動し、自然排水ゲートを全開する方式である。
3. ゲートの動作	(1) 主ポンプ始動前に運転操作員による単独操作により自然排水ゲートを全閉する。 (2) 主ポンプの自動運転時にポンプ始動と連動し自然排水ゲートを全閉する。主ポンプの全台数の停止に連動し自然排水ゲートを全開する。但し、主ポンプ全台停止後、河川水位が排水路水位よりも高い場合は、河川水位が逆流するので自然排水ゲートは全閉のままとする。 また、河川水位が排水路水位よりも低くなった場合は、一定時間（タイマー設定）経過後、再度水位状態を確認した上で全開動作を行うものとする。 なお、河川水位並びに排水路水位は、関連工事で設置する補機盤より信号を受けることが可能なものとする。
4. 操作場所と運転監視操作	運転操作位置の選択 遠方操作 ——— 単独操作 遠隔操作 ——— 単独操作 ——— 連動操作 機側操作 ——— 単独操作
5. 保護警報	異常状態を機側操作盤及び遠隔操作盤に表示するとともにブザー音を発するものとする。 保護項目 ①過負荷トルク（開・閉） ②3E動作 ③接点溶着 ④非常上限 ⑤MCCBトリップ

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

１ 総則

１－１ 目 的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

１－２ 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

１－３ 適 用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

２ 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

３ 遠隔確認の実施

３－１ 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（１）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（２）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。
- (2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。
- (5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

- (6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。
- (7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

実績変更対象経費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共通仮設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代 及びこれらの建物を建築す る代わりに貸しビル、マンシ ョン、民家等を長期借上げす る場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送(水 上輸送を含む)をするために 要する費用(運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む)	
	小 計			
現場管理 費	労務管理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

実績変更対象経費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場 管理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

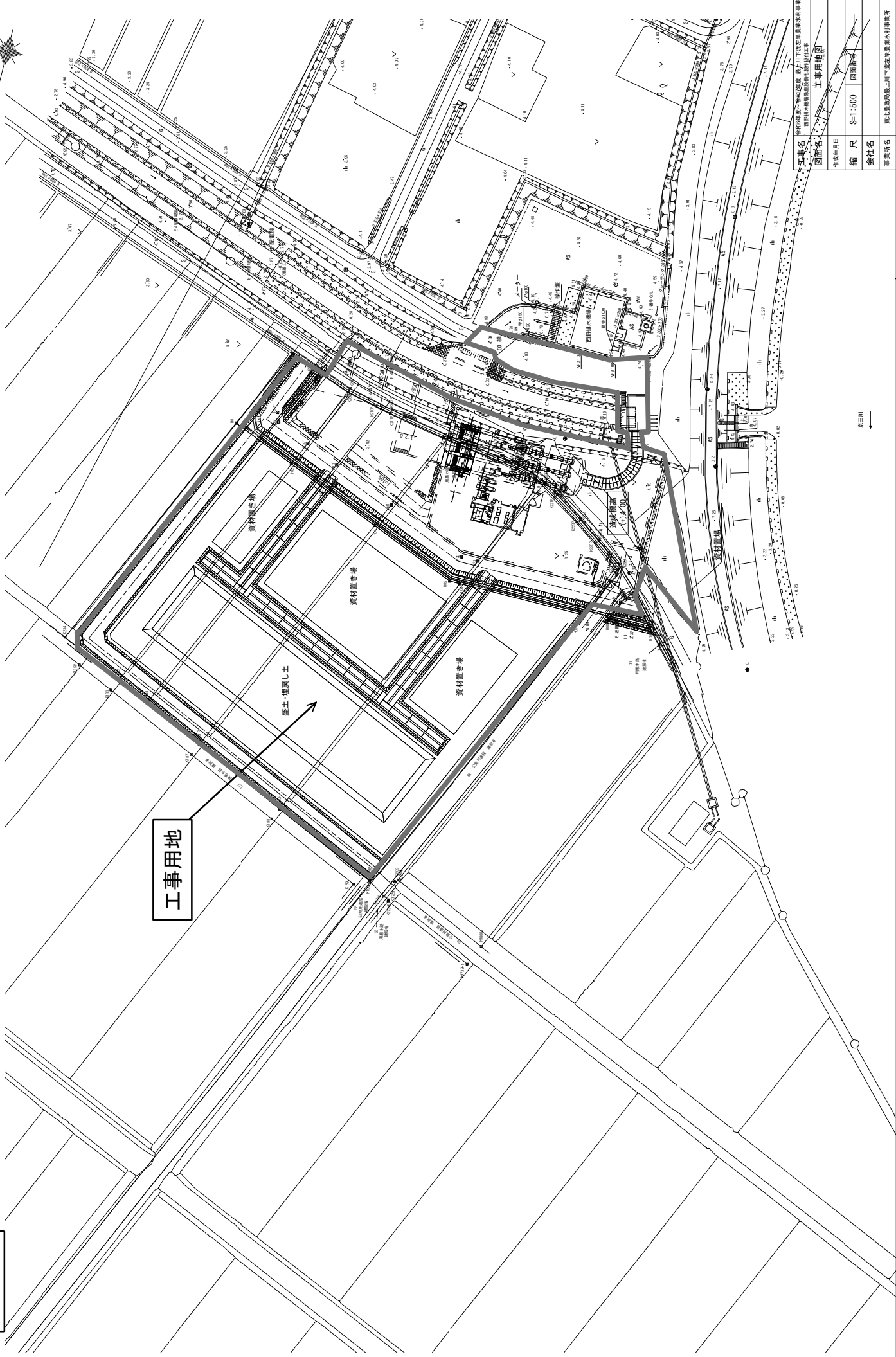
次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

別図-1



工事名		西野排水機場 瀬田川下流左岸排水機場工事	
図面名		工事用地図	
作成年月日	縮尺	図面番号	—
	S=1:500		
会社名	事業所名	東北建設株式会社 東北建設事務所	

令和6年度～令和7年度 最上川下流左岸農業水利事業

西野排水機場除塵設備他製作据付工事

図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	計画平面図	1	
3	除塵設備一般図	1	
4	除塵機組立図	1	
5	スクリーン組立図	1	
6	レーキ組立図	1	
7	駆動部組立図	1	
8	水平ベルトコンベヤ組立図	1	
9	点検架台組立図	1	
10	点検架台防護柵組立図	1	
11	点検架台階段組立図	1	
12	角落し戸当り一般図	1	
13	角落し戸当り組立図	1	
14	除塵機遠隔操作盤単線結線図	1	
15	除塵機遠隔操作盤外形図	1	
16	除塵機機側操作盤外形図	1	
17	除塵設備配線系統図	1	
18	除塵設備配線経路図	1	
19	自然排水ゲート一般図	1	
20	自然排水ゲート遠隔操作盤単線結線図	1	
21	自然排水ゲート遠隔操作盤外形図	1	
22	自然排水ゲート配線経路図	1	
23	基礎構造図	1	
24	角落し戸当り箱抜き図	1	
計		24	